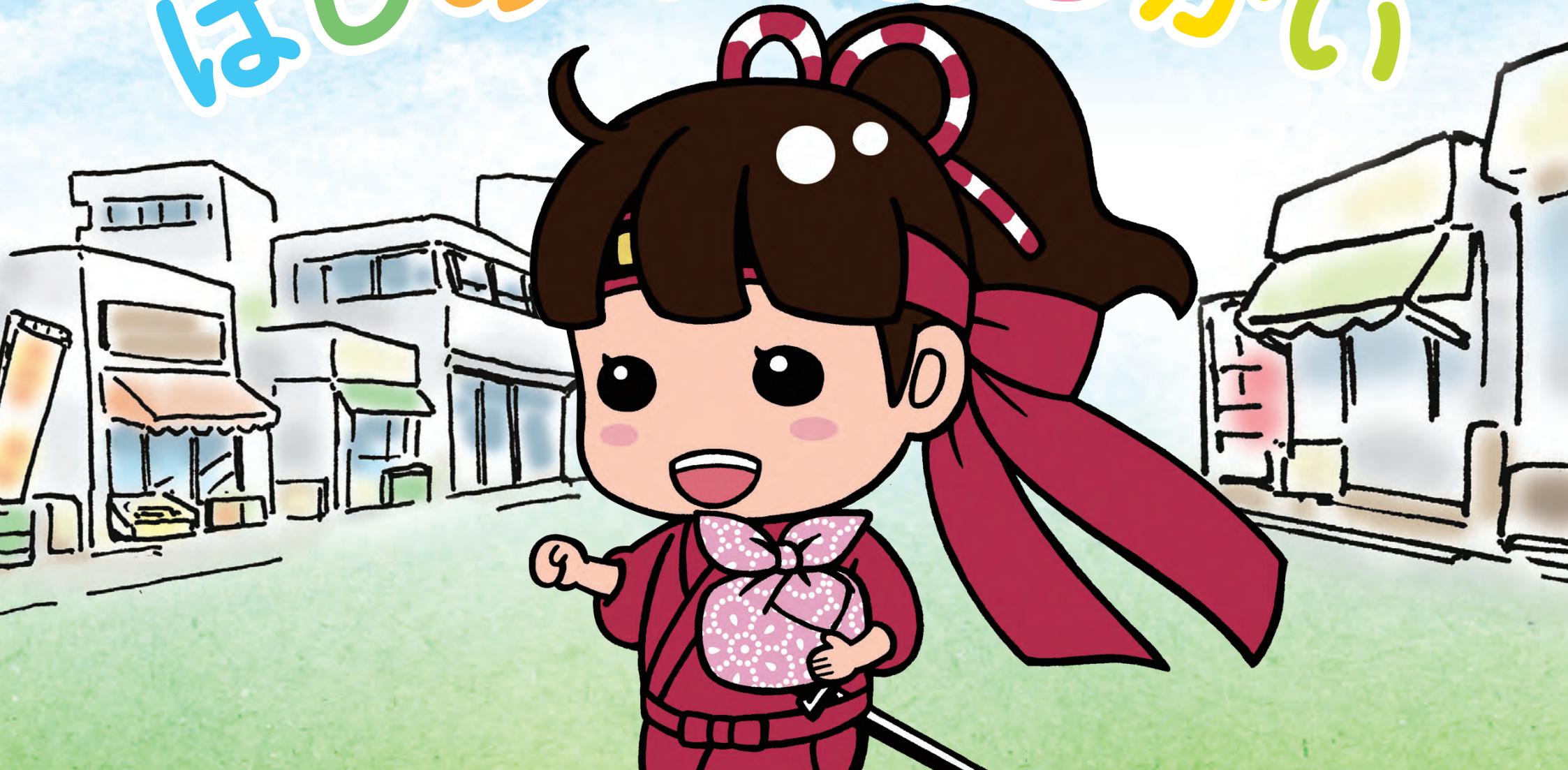


はたの はじめてのおつかい





ちいさな にんじゃ「はた」は、
あるひ うばの「きた」から、
おしろの「まさむね」さまに、
とどけものを してほしいと、
たのまれました。



はじめての おつかいに、
ちょっぴり どきどきしながら
でかける「はた」。

おしろへむかう みちには、
いろいろな おみせがあって、
なんだか とても たのしそう。
おもわず きょろきょろして しまいます。



しばらく あるいていると、
かわいい ぬいぐるみを みつけました。
とても ほしくなったのですが、
ちょきんばこの おこづかいでは、
ちょっと たりません。
そこで、いまは がまんして
おとしだまを もらってから、
かいにこようと おもいなおしました。
「まっててね、くまちゃん。」

さらに、しばらく あるいていると、
こんどは しない おとのひとから
「おかしをあげるから くるまにのらないかい?」と、
こえを かけられました。
「きみのなまえは?」「おうちはどこ?」
いろいろなことを きいてきます。
なんか へんだな…。



「おかし」という ことばに
ちょっぴり こころひかれた「はた」でしたが、
「しらないひとに ついていかない、おしえない。」
という「きた」との やくそくを おもいだし、
「いりません」といって、
おしろへ むかって かけだしました。



また しばらく あるいていると、
こうえんで ともだちの「さんた」たちが、
あそんで いました。
たのしそうなので ちょっと よりみち。
すべりだいの じゅんばんを ぬかしたり、
あぶないことを しているこが いたので、
「じゅんばんを まもって あそぶのよ」と
おしえて あげました。



むちゅうになって あそんでいるうちに、
じかんは どんどん すぎていきます。

「あっ、もう こんなじかん!」

まだ おつかいの とちゅうだったことを
おもいだした「はた」は、
みんなと わかれて、
おしろをめざし いちもくさんに
はしりだしました。





ところが、
あわてていた「はた」は、
おしえられた みちとは
ちがうみちに まよいこんで しまいます…。



すっかり
まいごになってしまった「はた」。
「わーどうしよう！」

あるいているひとに こえをかけて
みちを たずねようとしますが、
しらないひとに はなしかけるのは
どきどきします。
なかなか こえがでません。



じかんは どんどん すぎていきます。

「はた」は ゆうきを ふりしほって

ちかくの おみせにはいって、

おみせのひとに みちをたずねました。

おみせのひとは しんせつに

おしえて くれました。

「ゆうきをだして、きいてよかったです。」





ぶじに おしろに たどりつき、
はじめての おつかいを
やりとげた「はた」は、
「まさむね」さまから ほめてもらい
ごほうびを たくさん もらいました。

ごほうびも うれしかったけど、
いちばん うれしかったのは、
ひとりで おつかいが できたこと。

ちょっぴり おとなになった「はた」は、
じぶんから すすんで
おつかいを するように なったとさ。

(おしまい)



保護者の皆様へ

この絵本は、幼児向けの消費者教育のための教材として作成したものです。幼児期は、家族や地域の人との関わりの中で様々な生活習慣や豊かな人間性を身につけていく時期です。

成年年齢の引下げに伴い、早い段階からの年代に応じた消費者教育が必要とされています。

保護者の皆様には、以下の「幼児期に身につけたい項目」を参考に、生活の様々な場面を捉えて、消費者として基本的な知識や態度を育てていきたいと思います。そして本教材がそのための一助になることを願っております。

幼児期に身につけたい項目

消費者庁「消費者教育の体系イメージマップ」より

- ①おつかいや買い物に関心を持とう
- ②身の回りのものを大切にしよう
- ③協力することの大切さを知ろう
- ④くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう
- ⑤困ったことがあったら身近な人に伝えよう
- ⑥約束やきまりを守ろう
- ⑦欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう
- ⑧身の回りのさまざまな情報に気づこう
- ⑨自分や家族を大切にしよう
- ⑩身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう

この絵本は幼児期に身につけたい以下の項目について取り上げています。

●欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえること

子どもは欲しいものがあると、大人に訴えて手に入れようとしがちです。しかし、おねだりはいつもかなえられるとは限らず、我慢したり、あきらめたりしなければならない時もあります。先のことを考えて我慢できるようにすることは、将来家計を適切に管理し、合理的なお金の使い方ができるようになるためにとても大事なことです。また、ただ「我慢しなさい」というだけではなく、欲しい気持ちも理解しながら、なぜ、今我慢する必要があるのか、いつかはかなうことなのか、あきらめなければならないことなのか、子どもにきちんと話してあげることも大事です。



おとしameda もらってから かいにこよう

●くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づくこと

子どもの身の回りには様々な危険が潜んでいます。家庭内でも誤飲や窒息、転倒、転落、やけどなどの事故が発生しています。子どもの目線に立ち、事前に危険を予測して防ぐことが必要です。また、家の中に限らず、外出先でも危険がないか気を配りましょう。

子どもの安全に関しては、消費者庁、国民生活センターから情報発信されています。

「子どもの事故防止」https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/
「子ども・若者サポート情報」<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>



しないひとに ついていかない おしえない

●約束や決まりを守ること

子どもの遊びや生活の中でも様々な約束ごとやルールがあります。約束やルールを守らないと、人に迷惑をかけること、人に悲しい思いをさせること、また自分自身も困る場合があることをしっかり教えることが必要です。約束を守ることは、将来消費者として契約の意味や内容、契約上の権利と義務を理解するための基本となるものです。約束やルールをきちんと守ることの大切さをしっかり教えましょう。



じゅんばんを まもって あそぶのよ

●困ったことがあったら身近な人に伝えること

子ども同士の間で起こるトラブルで、まだうまく言葉で伝えられない年齢の子どもの場合は、すぐに手がでたり、泣いたりするだけになってしまることがあります。どのようなトラブルだったか、相手にどうして欲しいと思っているのかを言葉で伝えることができれば、友達と仲良く、楽しく遊ぶこともできます。また、体調や生理的な欲求(トイレに行きたいなど)を大人に伝えられることも大事なことです。日頃から子どもと言葉で話す習慣をつけ、困ったことや分からぬことがあった時に言葉で身近な人に伝えることができる力を育んでいくことが大切です。



おみせのひとに みちをたずねました



消費生活のトラブルで困った時は早めの相談を!

仙台市消費生活相談ダイヤル なやむな
022-268-7867

消費者ホットライン いやや
188 (局番不要)

制作・発行 仙台市(仙台市消費生活センター)

〒980-8555 仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階
電話 022-268-7040 FAX 022-268-8309

消費者教育ウェブ教材「伊達学園」

